

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
1	29	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 1) 中活計画の目標設定のあり方について（意見）	中活計画において、目指すべき姿として基本コンセプトを定めており、具体的な数値目標を掲げている。 中活計画では51の個別施策を実施することにより、上記目標の達成を図ることとしているが、個別施策が上記目標にどのように貢献するのかといった関連性が不明確である。このため、どの個別施策に注力すると目標により貢献するかといった分析が出来ず、次年度以降の計画変更や効果の高い個別施策への予算配分といった改善策検討も効果的に行うことが難しい。 今後、51の個別施策と上記目標との関連性を明確にしたうえで、中活計画に対する個別事業の貢献度を明確にし、毎年評価することが望まれる。 また、各個別施策に具体的な目標を設けていない。 個別施策に具体的な目標を設けていない場合、実績との分析ができないことから個別施策の有効性を事後的に検証することができない。 すべての個別施策に対して具体的な数値目標を設けることは実務上困難であるが、可能な限り数値目標を設定するとともに、具体的な数値目標を設けることが実務上困難な個別施策については、定性的な目標を設定することで、事後的な有効性の検証を行う必要がある。 市は上記目標に対する検証を毎年行っているが、個別施策についての具体的な目標を設けることにより、中活計画の目標達成に対する貢献度合いを分析する必要がある。また、その結果を受けた個別施策の見直しを行うことが望まれる。	商工振興課	平成30年3月に内閣総理大臣認定を受けた新たな中心市街地活性化基本計画（以下「第二期計画」という。）では3つの目標を設定し、目標達成に向けて登録59事業を推進していくこととしました。 また、個別施策については、中心市街地活性化のための位置付け及び必要性を記載し、目標との関連性を明確にしております。 なお、毎年実施するフォローアップでは、目標達成の状況を確認するとともに、数値目標設定が困難な事業については市民意識調査等のアンケート調査を実施し、必要に応じて計画を見直していくこととしました。	意見1	措置報告済
2	33	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 2) 商店街に対する補助について ②監査の結果及び意見について ア) 近隣商店街に対する補助事業について（意見）	市は、中活計画に基づき、中心街を活性化させることを目指して中活計画の対象地域の商店街に対する補助事業を行っており、その必要性は理解できる。 これとは別に、近隣商店街を対象とした補助事業は、買物弱者の対策を目的としており、中活計画及び産業振興の目的とは異なるものである。 市は、買物弱者への支援策を講じるのであれば、その前提として、どのエリアにどのような具体的な店の種類（八百屋や米屋など）を必要とするのかを把握する必要がある。しかし、調査等は実施しておらず、買物弱者が生じる要因を把握していない。また、買物弱者の救援を目的とするのであれば、他の地域への支援も同様に検討されるべきである。 近隣商店街に対する市の補助事業は、買物弱者が生じている要因分析が行われていない中で継続されており、その事業効果について疑問が生じる。 市は、その補助事業の効果を検証することが望まれる。	商工振興課	当事業は活用事例が少なかったため、平成28年度は事業を予算化しませんでした。新たな近隣商店街への施策として、平成28年度からは悪化する近隣商店街の空き店舗率を改善させるため、市内全ての商店街振興組合及び商店街事業協同組合が補助金を利用できるように補助対象エリアの拡大等を行い、空き店舗補助金の対象を拡充しました。 今後は、毎年実施する空き店舗調査でその事業効果を検証しつつ、近隣商店街対策を検討していきます。	意見2	措置報告済
3	35	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 1) イルミネーションフェスタ事業費補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 実績報告の検証について（意見）	市は実績報告を受ける際に、領収書等の証拠書類を提出させているものの、平成26年度の実績報告書の支出額3,100千円に対する証拠書類の金額は2,581千円と相違が生じていた。 上記相違の理由について所管課に確認したところ、相違する理由を記載した資料等が保管されておらず、支出額の妥当性についての検証を十分にできていたのか、疑問が生じる状況であった。 実績報告書の支出額が証拠書類の金額を上回っている場合、補助金額を必要以上に交付する恐れがあるため、補助対象経費を慎重に検証する必要がある。 なお、上記の金額の相違理由を、監査人の指摘により市が追加で調査したところ、補助対象者が広告協賛金収入518千円を控除した金額で委託業者から請求書を入力しており、当該請求書を証拠書類として提出しているものであった。 今後、証拠書類との不整合が生じた際には、調査するとともにその結果を保管することが望まれる。また、証拠書類の提出についても支出額から収入額を差し引いた純額で記載するのではなく、支出額および収入額を総額で記載した資料を提出するよう、補助対象団体に対して指導することが望まれる。	商工振興課	補助金の実績報告を受けるに当たり、実績報告書と証拠書類との不整合が生じた際は、調査の実施及びその結果の保管の徹底をいたします。 今後は、実績報告の際、補助対象者には支出額及び収入額を総額で記載した資料の提出を求めます。	意見3	措置報告済
4	35	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 1) イルミネーションフェスタ事業費補助金について ②監査の結果及び意見について イ) 業務委託について（意見）	補助対象者はイルミネーション事業のすべてを外部の1業者に委託しているが、市はその選定方法を把握しておらず、また、相見積の入手や入札による業者選定を求めていなかった。 市が追加で調査したところ、現存する保管資料で平成16年度以降、当該業者が継続して委託先として選定されていることは確認できたが、業者の選定方法及び選定理由は不明であった。 委託業者の選定方法が不明、もしくは随意契約を継続的に締結している場合、選定された業者が事業を適切に実施できるのかといった有効性の観点や、委託費は最も安い金額で精算されているのかといった経済性の観点について疑問が生じる。 この点、市においては高知市随意契約ガイドラインを策定しており、平成21年11月14日より適用している。当該ガイドラインによると、市が委託する業者の選定方法を原則として一般競争入札としており、随意契約はその例外と定められている。 今後、補助対象者が事業の一部または全部を外部に委託する場合、当該ガイドラインの考え方を踏襲した業者選定の基準を交付要綱に設けるか、再委託の場合についても高知市随意契約ガイドラインと同様の取り扱いとするなど、市と同様の水準での業者選定方法を定めることが望まれる。	商工振興課	ご指摘のありました業務委託については、補助対象者が事業委託する場合は、高知市随意契約ガイドラインに沿った業者選定を行うよう指導を行い、平成28年度事業実施に係る補助申請の際には、3社から徴収した見積書の提出を受け、最も安い金額の業者に委託することを確認いたしました。 今後も、平成28年度と同様の確認を行い、高知市随意契約ガイドラインに沿った適正な契約手続が行われているか、確認を行ってまいります。	意見4	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
5	37	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 2) 指導団体補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 補助金交付の妥当性について (結果)	高知市産業活性化条例に基づく補助金は指導団体を支援することを目的としているものの、補助対象経費の範囲を明確にしておらず、また、補助金の交付額の算定根拠が明確となっていなかった。このため、補助金の検証においても、指導団体の決算書に上記補助金の収入が記載されていることを確認するとともに、補助金によりどのような業務を実施しているかの確認ができていない。 補助対象経費及び金額の算定根拠が不明となっている理由は、市が指導団体のどのような活動を支援するのか、または市の施策に対してどのような協力を求めるか等、補助金の交付目的としての事業を明確にしていないことが要因である。その結果、補助金を交付することにより、どのような効果が見込めるのかも不明となっている。 市は指導団体に対する補助金の交付目的の事業を明確に定め、補助対象経費を精算し、補助金交付額の算定根拠を明確にする必要がある。また、指導団体から業務実績及び収支の報告を受けることで、当該補助金の効果の検証を行うことが必要である。	商工振興課	高知商工会議所をはじめとした指導団体補助金の対象者から補助申請時の書類として、補助対象事業並びに経費を明記した書類を添付して提出させ、交付目的の整合性の確認を行っておりま す。 また、実績報告の際には、業務実績報告及び収支報告を受けております。 指導団体のうち、独立行政法人日本貿易振興機構高知貿易情報センターについては、書面での事業実績報告書、成約金額の報告に併せ、ヒアリング等を実施することで、事業成果等の確認を継続して行っております。 今後は、諸規程の整備について検討を行うことで、より一層の補助事業の効果の検証を図ってまいります。	結果 1	検討中
6	39	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 3) 産業活性化共同事業費補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 適切な予算配分について（意見）	市は予算計上の際に、市が把握している交付対象者に対して事業実施予定の有無を調査し、要望のある団体数及び金額を把握している。しかし、予算計上の時期から実施するまでに期間を有することから、実際に事業を実施しない団体が生じるため、予算執行割合は24%から65%程度の推移となっている。特に、平成26年度においては経済産業省の補助金の交付があった影響で予算執行割合は24%程度となっている。 予算の執行率が低くなると、他の必要な事業を実施できなくなるなど、予算の有効活用を阻害する恐れがあるため、できるだけ正確な執行額を見積もる必要がある（高知市予算規則第16条によると、補助金として予算計上された場合、他の予算に流用することが原則できない旨記載されているため、執行残を他の予算に流用すること等ができない。）。 市は、各団体に調査した際に、事業実施予定の有無と必要事業費を把握するのみではなく、できる限り執行残が出ないように、過去の執行率を考慮した上で、予算額を決定することが望まれる。	商工振興課	新年度予算を算定するに当たり、前年10月に新年度の事業実施の予定状況について調査を行っています。 事業実施調査の際に、過去の執行状況等を十分考慮し、予算額の決定を行うように努めます。	意見 5	措置報告済
7	41	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 4) 中心市街地商業活性化推進事業費補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 正職員に対する人件費の補助について（結果）	補助対象経費の内訳のうち、人件費1,000千円が毎年度計上されている。この内容は、商工会議所の正職員の人件費とのことであるが、当該金額の算定根拠は不明であった。 正職員の人件費に対して補助金を交付する場合であっても、例えば農林水産省が示す時間単価に直接作業時間数を乗じて算定させる必要がある。 補助対象経費の算定根拠が不明な場合、補助金の交付額に過不足が生じている恐れがある。過度な補助金交付となっていれば補助金の返還を求める必要がある。また、過少な補助金交付となっていれば、補助対象者の自己負担となっていることが考えられ、事業の存続に影響を与えることとなる。 人件費について適切な算定方法により補助対象経費の内容を報告するように、補助対象者に対して指導することが必要である。なお、次年度以降の補助金交付申請の際の精算根拠とすることについても留意することが必要である。	商工振興課	補助対象者に対し、今後は実績報告の際に人件費の根拠を明確に示した資料を提出するよう依頼しており、その際、人件費の算定方法が適正であるかを確認いたします。 また、補助金申請時においても、人件費の額の妥当性を判断いたします。	結果 2	措置報告済
8	42	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 4) 中心市街地商業活性化推進事業費補助金について ②監査の結果及び意見について イ) 補助対象経費の検証について (結果)	市は実績報告書の添付書類として、事業成果報告書及び収支決算書を求めているものの、実際の支出に関する証拠書類の確認を行っていなかった。 補助金の交付に際して、その根拠となる補助対象経費の実在性を確認することは重要であるが、証拠書類を提出させるルールがないことは問題である。 特に当該補助対象事業の収支差額は継続して0円となっており、支出額の実在性については慎重に対応する必要がある。この点、監査人の指摘により市が追加調査したところ、補助事業費に不足額が生じた場合は、補助対象者が負担していることが判明した。平成26年度の収支不足額は24,386円であるものの、当該金額を含む全ての事業費を収支決算書に計上することを補助対象者に対して指導する必要がある。そのうえで、補助対象経費の実在性を確認するため、サンプリングによる支出に関する証拠書類の確認を行うことが必要である。	商工振興課	補助対象者に、今後は全ての事業費を収支決算書に計上するよう指導しました。 また、実績報告の際には、サンプリング等により、補助対象経費の支出に関する証拠書類の提出を求め、確認いたします。	結果 3	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
9	43	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 5) 空き店舗活用支援事業費補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 補助金交付後の経営状況の確認について（意見）	補助事業者に対して補助事業が完了した際に実績報告を求めているが、補助金交付後において、補助事業者からその後の経営状況の報告を求めておらず、また、市は自ら調査を行っていなかった。 補助金の交付目的を達成するためには、補助金の交付期間中のみ空き店舗が解消されるだけではならず、補助金の交付後においても事業が継続されている必要がある。 中心市街地の活性化という目的を達成するために必要な対応は何か検討するために、新規事業者の経営状況を確認するとともに、新規事業者のニーズを把握することは有用である。したがって、 <u>市は補助事業者の補助金交付後の経営状況を確認するとともに事業者のニーズを把握することが望まれる。</u>	商工振興課	当該補助金の交付対象者の店舗については、補助金交付後も毎年現地調査しております。 事業者の経営状況やニーズ把握については、新規創業者支援や商業活性化の施策のあり方という視点から、平成30年12月にアンケート調査を実施し、各店舗の経営状況及び他の支援のニーズ及び困り事等の調査を行いました。 今後引き続き調査を行い、ニーズ等を把握するとともに、必要な対応を検討してまいります。	意見6	措置報告済
10	44	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 6) 企業誘致推進・創業支援事業費について ②監査の結果及び意見について ア) 目標値の設定について（意見）	市は事業の目標を職員数100人以上の大型コールセンターの誘致を3社と掲げているが、平成26年度時点でコールセンターのオペレーターとしての担い手が不足している状況となっているため、コールセンターを誘致する必要性は乏しくなっているとのことである。 目標指標として職員数100人以上の大型コールセンターとする背景は、市の事務職系の雇用先を増加させることである。そのため、現在は事務職系の雇用先となるバックオフィスの誘致に尽力しており、結果的に目標指標と相違する企業の誘致活動を実施している。 <u>今後、総合計画第3次実施計画の策定の際に、目標指標が実績と乖離することがないように、市が果たすべき目標を慎重に策定することが望まれる。</u>	商工振興課	ご指摘のありました目標値の設定については、総合計画第3次実施計画の策定に当たり、市民ニーズの変化などに影響されることのない指標を目標値として設定することとし、企業誘致推進事業の目的の根本である「企業誘致に伴う新規雇用者数」を成果指標としました。	意見7	措置報告済
11	45	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 7) 発明協会補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 補助金の交付目的について（結果）	市の中小企業者の技術開発の向上を図ることを補助金の交付目的としているが、実績報告書によると小中学生を中心とする児童生徒発明くふう展の行事のために使用されていた。 小中学生を対象とする場合であっても発明・特許等の啓蒙活動に該当するが、そもその目的である市の中小企業者の技術開発の向上を図る事業であるとは言えないため、補助金の交付目的を達成しているとは言えない。 <u>過去5年間、補助金交付目的の事業が行われていないことから、事業の評価・見直しを適時に行われているか甚だ疑問である。事業の評価・見直しを適時に行い、効率的・効果的な事務の執行に繋げていく必要がある。</u>	商工振興課	発明協会事業については平成28年度に実施事業の見直しを行い、中小企業者の技術開発の向上を目的とした「発明・特許等を活用した先進企業視察」を補助対象事業とし、補助金の交付目的に沿う事業内容としました。	結果4	措置報告済
12	46	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 8) 駐車場の利便性向上について ②監査の結果及び意見について ア) 中央公園地下駐車場の未利用分の活用について（意見）	中央公園地下駐車場について、年間の利用率は平成24年度から平成26年度において、31%から34%程度となっており、直近の平成27年12月未では38%と総じて低い状況となっている。 中心市街地の活性化という観点より、民間主体で商店街での買い物に応じた駐車場料金サービスを民間負担で行っているものの、駐車場の未利用率が大きい状況に変わりはない。本来東西軸プランを遂行する主体的立場の市としての積極的な施策を施すことで未利用分の活用を図る必要があると考えられるが、そのような施策も見受けられない状況である。 <u>今後は、民間に頼るのみならず、市も積極的に中央公園地下駐車場の未利用分を活用する施策を検討することで、駐車場の有効活用を図り、中心市街地の活性化に繋げることが望まれる。</u>	商工振興課	中央公園地下駐車場の駐車料金については、平成29年1月1日から「最初の1時間まで」を300円から200円に、「1時間を超え、30分ごと」を150円から100円に減額改定し、来街者にとっての利便性が向上したと考えております。 また、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方に対する減免制度についても平成29年4月1日から制度を拡充し、高知市外の居住者についても減免対象とするともに、あわせて減免手続の簡素化もを行い、利用率の向上に努めております。	意見8	措置報告済
13	47	第3. 商工振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 9) 港湾県営工事負担金について ②監査の結果及び意見について ア) 所管する課について（結果）	港湾工事の負担金の算定は県が行っているが、その算定額の検証を高知港の整備及び振興に関する事務を担う商工振興課が行っている。 しかし、商工振興課には土木系の技術職がいなかったことから、県が実施する港湾工事の必要性及び金額の妥当性について十分検証できる状況にはない。 数億円もの工事費の負担をするにあたって、工事内容及び金額の妥当性を十分に検証できる職員を有さない所管課が所管すべきではない。 <u>高知港の整備に関する事務を、港湾工事の必要性及び金額の妥当性を検証できる土木系等の技術職を有する課に変更することで、県が提示する港湾工事の内容を検証することが必要である。</u>	商工振興課	平成30年度も土木技術職の課長が配属されており、当面の工事内容についての検証体制は維持されておりますが、土木技術職員の配置が担保されている訳ではありません。 土木技術職員の恒常的な配置若しくは、土木技術職員が所属する部局への業務移管について、総務部等と協議を行っておりますが、いずれも実施には至っておりません。 よって、今後も引き続き、業務移管等について関係部署と協議を行ってまいります。	結果5	対応困難

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
14	57	第4. 産業政策について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 1) 産業活性化融資制度 ②監査の結果及び意見について ア) 融資制度の利用の減少について(意見)	概要の「イ」新規貸出実績一覧に記載したとおり、平成18年度の929件をピークに、新規貸出は減少傾向にあり、ここ数年は概ね10件から20件程度で推移している。また、中小企業向けの資金メニュー以外の資金メニューについては、利用実績がない状況である。高知県が実施している、より低利で利用できる「安心実現のための高知県緊急融資制度」が継続されていることなどが原因であると考えられる。 そのため、市では、融資制度の利用の増加を図るべく、金融機関等と資金メニューの創設などについて協議を行っているものの、創設などの新たなニーズがない状況が継続している。 こういった状況を踏まえ、まずは、関係金融機関及び信用保証協会の協力を得ながら、融資制度の受付・審査の方法や利率およびその設定方法の見直しなど、融資制度の運用の改善に取組むことが望まれる。	産業政策課	平成29年4月から、融資受付窓口を産業政策課から信用保証協会へ変更し、取扱金融機関の事務負担の軽減を図りました。また、利率については、制度融資協議会で決定された利率を上限とし、それ以内であれば取扱金融機関の裁量に委ねる「以内金利」を設定しました。上記見直しにより、新規貸出件数が前年同期比で7倍と大きく伸びています。 今後も、関係機関と協議しながら、融資制度の適正な運用に努めます。	意見 9	措置報告済
15	61	第4. 産業政策について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 2) 高知市街路市活性化構想について ②監査の結果及び意見について ア) 個別施策の活性化構想に関する指標との関連づけと各個別施策に対する目標値の設定について(意見)	活性化構想では41の個別施策を実施することにより、4つの指標の達成を計画しているが、個別施策が指標の達成にどのように関連するのかが不明確である。今後、41の個別施策と上記指標との関連性を可能な限り明確にすることが望まれる。 また、4つの指標は活性化委員会による意見を踏まえ設定しているものの、個別施策に対する具体的な数値目標を設けていない。個別施策に具体的な数値目標を設けていない場合、実績と比較した分析ができないことから個別施策の有効性を事後的に検証することができない。すべての個別施策に対して具体的な数値目標を設けることは実務上困難であるが、例えば「新規出店者の募集、開拓」については、新規出店者数の目標値を設定することができるため、容易に目標設定及びその効果を測定することができる個別施策もある。可能な限り、個別施策に対して数値目標を設定することが望まれる。 その上で、上記指標に関連づけた個別施策に関する目標と実績の比較を通じて、活性化構想の上記指標の達成度合いを分析する必要がある。 また、その結果を受けた個別施策の見直しを行うことが望まれる。 また、指標の達成度合いの分析にあたっては、例えば、アンケート調査の結果を有効活用することが考えられる。市は、活性化構想の策定にあたり、各種アンケート調査を実施しているが、調査項目が多く、費用がかかることから、約10年に1回の頻度で行うとされている。アンケート調査の内容をより簡易的なものにして、数年に1回などの頻度で実施し、個別施策の目的適合性の検証を実施することも有用であると考えられる。	産業政策課	41の個別施策と4指標の関連性を一覧表で整理しました。これにより各年度の注力事業の達成度を分析するとともに、個別施策に設定した目標値の達成状況により進捗確認していきます。 令和2年度は日曜市の利用者を対象に来客アンケート調査を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で例年とは全く異なる状況にあり、調査実施の是非を含め、内容及び時期を検討中です。また、これとは別に毎年ミニアンケートを年数回実施し、活性化構想の進捗状況を確認することとしました。	意見 10	措置報告予定
16	63	第4. 産業政策について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 3) 街路市の交通安全等安全管理業務について ②監査の結果及び意見について ア) 日曜市の警備体制について(意見)	平成24年度の日曜市での自動車とバイクの接触事故を受けて、安全管理体制を強化するため警備及び歩行者安全誘導業務の人員増を図ったが、増強した体制の安全性について警察との協議は行われていない。 上記以外は、日曜市を含む街路市で大きな事故は起きていないものの、事故が起きた場合に地域生活や観光等に与えるマイナス影響は非常に大きいものと予想される。そのため、日曜市の警備体制が適切であるかどうかについて警察と協議を行い、必要であれば警備体制を見直すなどさらなる安全性の向上に努めるべきである。	産業政策課	平成24年度の事故は、早朝の車道封鎖開始時におけるセーフティコーン設置のタイムラグが原因で発生したものです。そこで、現場を熟知した警備員とも協議を行い、平成25年4月から設置開始時間の見直し及び設置作業人員の増強をし、タイムラグを大幅に減らしました。また、封鎖直後の警備誘導方法も見直し、十分な体制であると考えます。 警察の道路使用許可には、「交通の円滑と事故防止のため警察官等の指示ある場合はそれに従うこと」という条件があり、警備体制等に問題がある場合は指示を受けることとなっており、また、信号機の設置等大幅な改修がある場合はその都度警察と協議を行っています。	意見 11	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
17	65	第4. 産業政策について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 4) 若者就職応援事業費について ②監査の結果及び意見について ア) 事業のあり方について（意見）	市では、厚生労働省の委託事業である「実践型地域雇用創造事業」の採択を受け、平成25年度から平成27年度の3か年にわたって、就職セミナーや合同説明会の開催による若年求職者の就職支援及び市内事業者に対する技術支援や新商品の開発など産業の振興に取り組み、市域の雇用拡大を図っている。そのため、「実践型地域雇用創造事業」との重複をなるべく避ける形で、市単独事業である「若者就職応援事業」を実施している。 平成26年度における予算額は約450万円、定員数は20人であり、1人あたりで20万円以上の支出となっている。外部から研修講師を招き8回にわたるセミナーを開催しているため、決して安いとはいえない研修費用がかかっているが、平成26年度における就職者数は9人のみである。なお、就職者数の9人のほとんどが非正規社員であるが、平成23年度以降は、45歳未満の女性を対象としたセミナーに変更し、この年齢層の特徴である子育て中や子育て終了後の再就職を希望する等の事情を勘案し、パートタイマー等の非正規社員も含めた採用を目指すものとしている。研修終了後に就職が決まっていない人に対しては、「高知市無料職業紹介所」に引き継ぎ、就労支援員によるキャリアカウンセリングを実施し、支援が行われている。 雇用を取り巻く情勢は近年変化が激しく、タイムリーな施策を打つことの困難性はあるものの、市単独の雇用施策を進めてきたことには一定の評価ができる。ただし、当該支出に対する十分な効果が得られているかどうかの検証が十分に行われているとは言えない状況である。 事業目的に合致した目標値の設定を行った上で、実績と目標との比較分析を行い、問題点を洗い出し、次年度の計画に反映することで、次年度以降の効果的かつ効率的な業務の執行に活かしていくことが望まれる。	産業政策課	平成27年度実施事業から目標値（就職率50%）を設定しました。 平成28年度事業までは受講生のうち希望者のみに、高知市無料職業紹介所への求職者登録を促していましたが、平成29年度実施事業からは受講生全員を求職者登録し、就労支援員が面談を通じて、就職につながるように継続的に支援しています。 （実施日：平成29年4月1日<ただし、高知市雇用創出促進協議会事業については平成28年7月1日実施>） 求職登録者の中には年度を越えて就職につながる事例もあり、単年度の事業予算に対する効果の検証は難しい面もありますが、無料職業紹介所において継続的に事業のフォローをしていくことで、効果的かつ相乗的な事業運営につなげてまいります。 課題である参加者の確保については、雇用環境の変化を踏まえて、セミナーの内容を検討し、開催時期などを高知市雇用創出促進協議会のセミナーと調整を行いながら実施しています。 なお、平成28年度は企業ニーズに基づく人材育成セミナーを次のとおり実施しました。（就職率62.5%） ① デジタルマーケティング力向上セミナー 就職者数 14人／参加者20人／定員20人 ② コミュニケーション力向上セミナー 就職者数 6人／参加者12人／定員20人	意見12	措置報告済
18	68	第4. 産業政策について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 5) 勤労者交流館管理運営費（維持補修費及び指定管理料） ②監査の結果及び意見について ア) 目標値の設定について（意見）	貸室の稼働率は低い水準にあり、この結果として市が負担する指定管理料が高くなっている。また、市が保有する施設が市民に有効に活用されていない点も問題である。現状では、指定管理者である公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンターから事業計画書や実績報告書の提出が行われ、市で検証を行っている。しかしながら、会議室の利用状況や労働相談件数等についての具体的な目標値が設定されていないため、事業の達成度の詳細な検証までには至っていない。 会議室の利用状況や労働相談件数等に対して、具体的な目標値を設定した上で、実績比較で検証を行い、事業の達成度を測るとともに改善すべき点はないか検証することが必要である。	産業政策課	平成28年度に事務の目標値として「貸室稼働率」（30%）、講座事業における「受講料収入」（2,000千円）を設定しました。 平成29年度に指定管理者業務評価指針（平成29年2月）に基づき、指定管理者と協議の上、目標値として「利用料金収入」（6,796千円）、「利用者数」（34,150人）等を設定し、労働相談については「毎月1回、利用者2人」の実施計画を策定しました。 今後は、年度毎に実績比較で検証を行い、達成度を測るとともに課題を明確にし、対処してまいります。 （実施日：平成29年4月1日）	意見13	措置報告済
19	68	第4. 産業政策について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 5) 勤労者交流館管理運営費（維持補修費及び指定管理料） ②監査の結果及び意見について イ) 指定管理者の指導について（意見）	貸室について、近隣の事業者にはチラシで案内等を実施しているとのことであるが、貸室稼働率は年平均30%程度となっていることを勘案すると、貸室を積極的に貸すようさらなる対応をとることが望まれる。 監査人が平成27年12月にインターネットにて、「貸会議室 高知」で検索すると（Google, Yahoo）5ページ目にて、「貸会議室 高知」で検索すると（Google, Yahoo）3ページ目にて勤労者交流館の貸室が表示された。高知市における貸会議室の件数を勘案すると、検索結果は相当後ろの方といえ、インターネットで検索して貸会議室を借りようとする人に認識されていない可能性がある。実際、監査人が高知市内で会議室を何度か借りているが、インターネットで会議室を探したこともあり、勤労者交流館に貸会議室があることを把握できなかった。 市は、保有する施設を有効に活用し、結果として、市が負担する指定管理料を低く抑えることが求められている。そのためには、指定管理者に貸会議室を積極的に貸すよう指導する必要がある。 例えば、今日のインターネットの普及を勘案すると、検索をやすくするためにSEO（Search Engine Optimization）対策等をとることも有益と思われる。	産業政策課	貸室業務については、指定管理者の広報紙やホームページの再構築などにより、積極的な広報活動を行っており、また、高知市のホームページにも勤労者交流館の貸会議室について掲載しております。 今後は、インターネットのSEO対策等、指定管理者と協議を重ね、貸室の利用率向上に努めます。	意見14	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
20	78	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 1) 観光計画に対する目標設定及び経済的な効果の測定について (意見)	<p>観光計画において、目指すべき姿として基本理念を定めており、具体的な数値目標を掲げている。</p> <p>観光計画では54の主な取組を実施することにより、上記目標の達成を計画しているが、主な取組が上記目標にどのように貢献するのかといった関連性が不明確である。</p> <p><u>今後、54の主な取組と上記目標との関連性を明確にするように計画策定したうえで、観光計画に対する主な取組の貢献度を明確にすることが望まれる。</u></p> <p>また、観光事業について、市が実施する事業や補助金の交付等に対する経済的な効果を測定できていない。特に、複数の事業等を実施することにより観光客の増加が見込めるものも多いため、個別事業等に対する効果の予測や検証ができていない。</p> <p>観光事業に対する経済的な効果の測定は困難であることは考慮できるが、市税が投入されている以上は実施事業に対する説明責任を問われることとなるため、個別事業等について可能な限りその効果を事前に予測することによって、事業等の有用性を検証する必要があり、また、実施結果に対する効果との分析が必要であると考えられる。</p> <p>例えば、桂浜公園整備基本構想が平成27年4月に公表されており、当該構想に基づく整備事業費の概算額は約47億円となっているが、公園整備による経済的な効果の調査が行われていない。また、プロスポーツに対する施策についても、プロ野球チームのキャンプの招致に関する事業費1千万円や、プロゴルフトーナメントの開催支援のための事業費の250万円について、その経済的な効果の調査が行われていない。</p> <p>経済産業省では「観光産業の地域経済への波及効果分析手法の検討及び地域ストーリーづくりに関する調査」に関する報告書が平成27年3月に公表されており、経済産業省の報告書によると、経済波及効果の測定を今後進めていくことが求められている。そして、地域への観光客の入込者数や観光業者の売上高のみで経済効果を測定しているが、地域の商工業や農林水産業等への波及効果を測るための手法が必要であると記載されている。しかし、市はそもそも個別事業等に対する経済的な効果の測定ができていない状況となっている。</p> <p>この点、高知県は「県外観光客入込・動態調査報告書」を毎年度公表しており、平成27年9月に公表されている平成26年の報告書において、県外観光客1人あたりの県内消費額を算定している。</p> <p><u>まずは、市として観光客の入込者数を予測し、高知県の算定している県外観光客1人あたりの県内消費額を乗じる等の方法で、観光事業の経済的な効果を試算することにより、観光客の増加がもたらす経済的効果がどの程度あるか客観的な指標を提示することが必要と考えられる。そのうえで、観光計画に対する主な取組の貢献度を明確にすることが望まれる。</u></p>	観光振興課	<p>観光振興計画の主な事業（補助事業のうち交付額100万円以上のイベント関連事業）について、平成26年度の事業実績値や県内消費額等を基に、経済効果や観光振興計画への貢献度を試算しました（平成28年3月31日付け）。</p> <p>今後は、当試算値を指標として、新規事業実施の検討における対比等も含め、事業結果を継続的に検証しながら取り組むこととしました。</p>	意見15	措置報告済
21	80	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 2) よさこい祭りの実施主体について (意見)	<p>よさこい祭りの事務局は、高知市商工会議所内に設けられた法人格のない任意団体であるよさこい祭振興会が担っている。よさこい祭りは、市以外に関係する団体が多いが、運営に係る資金管理や警備対策などの責任の主体は、明確になっていない。また、よさこい祭りの中長期計画についても策定されておらず、その策定主体も明確になっていない。</p> <p>よさこい祭りの平成26年度の事業費は70百万円を超える大規模なものであり、リスク分担（責任の所在の明確化）や中長期の計画の策定の必要性は高いと考えられる。</p> <p><u>早急に、実施運営主体となる団体を明確にすることが望まれる。</u></p> <p>なお、よさこい祭振興会では、よさこい祭りに関係する市や団体と協議の場を設け、よさこい祭りの実施運営主体について議論を重ねているが、結論を得ていない。</p>	観光振興課	<p>よさこい祭の運営主体については、よさこい祭振興会をはじめ県等関係団体と協議を進めてきており、平成28年度からは県・市で支援を更に強化することで、同振興会を主体として運営していくこととしています。</p> <p>なお、中長期的な課題の解決に向けた今後の方向性については、よさこい祭振興会の総務部会（平成27年12月25日）において同振興会案が承認されています。</p>	意見16	措置報告済
22	82	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 1) 大会等歓迎事業について ②監査の結果及び意見について ア) 委託料の検証について (意見)	<p>市は委託料の精算時において、コンベンション協会から領収書等の証拠書類の入手や帳簿の閲覧等による支出実績を検証していないにもかかわらず、提供基準額の全額を交付していた。</p> <p>市は基準額内で各サービスを提供するようにコンベンション協会に伝達しており、通常は基準額と同額になるため、実績額の検証まではしていないとのことである。</p> <p>しかし、当該委託業務は通常の委託契約とは違い、あくまでサービスあたりの委託料の基準額を定めているものであり、委託料が契約等により確定しているものではないため、実績額が基準額に満たない場合について、基準額全額を交付する必要はないと考えられる。</p> <p><u>市は今後、実績額が基準額を下回った場合は実績額で委託料を交付する旨を委託契約書に追加するとともに、実績額の報告を受けることが望まれる。</u></p>	観光振興課	<p>平成28年度から、実績額により委託料を精算する旨を契約書に明記するとともに、個別の事業実績について報告を受けることとしました。</p>	意見17	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
23	83	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 2) 土佐のまつり補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 交付実績の検証について（結果）	市は実績報告書の添付書類として、事業成果報告書及び収支決算書を求めているものの、実際の支出に関する証拠書類の添付を求めていなかった。 この点、監査人の指摘により市が追加調査したところ、土佐のおきやくについて収支決算書と証拠書類との金額に不一致が発見された。不一致の要因は、3月15日に事業を終了してから実績報告書を3月31日までに提出する必要があり、金額が未確定のまま仮の収支決算書を作成したためである。 補助金の交付に際して、その根拠となる補助対象経費の実在性を確認することは重要であるにもかかわらず、仮の収支決算書を実績報告として受領していたことに気づかず放置していた市の対応は問題と言わざるを得ない。 証拠書類を提出させるルールを構築するとともに、補助対象者から証拠書類を提出させることが必要である。また、仮の収支決算書を実績報告として提出を受けた場合、確定金額に変更がないことを確認するため、証拠書類の提出とともに、確定後の収支決算書を提出させることを、補助対象者に対して指導することが必要である。	観光振興課	土佐のおきやく補助金交付団体に対して、決算を変更した場合、報告を徹底するよう指導するとともに、平成27年度の決算について確定後の収支決算書等の提出を受け、補助金の額に変更がないことを確認しました（平成28年3月31日）。今後は、補助金交付要綱に基づき、必要に応じて、補助金交付団体に対し書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行い、適正な補助事業の執行に努めます。	結果6	措置報告済
24	84	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 2) 土佐のまつり補助金について ②監査の結果及び意見について イ) イベントカレンダーへの掲載について（結果）	市は市内のイベント情報の一覧をイベントカレンダー（2014年）として、市のホームページに掲載しているが、当該補助金の交付対象となっている4つのイベントのうち、平成26年8月26日時点のイベントカレンダー（2014年）に、開催される土佐の豊稔祭が掲載されていなかった。また、平成27年10月14日時点のイベントカレンダー（2015年）についても同様に、土佐の豊稔祭が掲載されていなかった。 観光客の誘致を目的として市は当該イベントを補助するのであれば、より多くの観光客を誘致できるように、市のホームページに土佐の豊稔祭を加えることが必要である。	観光振興課	平成28年1月19日に、本市ホームページのイベントカレンダーに豊稔祭を加えました。	結果7	措置報告済
25	84	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 2) 土佐のまつり補助金について ②監査の結果及び意見について ウ) 補助金の効果の検証について（意見）	市は、誘客効果のある各種イベントの開催する事業を対象に補助金を交付しているものの、イベントごとの具体的な観光客数の目標値を設定しておらず、また、実績値の報告を受けていなかった。 補助金の交付目的からすると観光客をどれだけ呼び込めるイベントとなっているかが重要となるため、具体的な観光客数の目標値の設定とその実績値の把握は補助金の効果を検証するうえで有用であると考えられる。 今後、補助金を交付するイベントについて、観光客数の目標値を設定し、その実績値の報告を受けたいうえで、補助金の効果を検証することが望まれる。	観光振興課	補助金を交付する主なイベントについて、実績値を基に経済効果等を検証しました。今後、当該検証を基準値として、適宜、事業の検証を行っていきます。	意見18	措置報告済
26	86	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 3) 高知よさこい情報交流館運営事業について ②監査の結果及び意見について ア) 施設のさらなる活用と経費削減について（意見）	交流館の入館者数について平成25年度は66,418人の入館者数があったが、平成26年度は53,225人と下落しているものの、平成26年度の営業日数310日で除算した1日あたり入館者数は171.7人となっている。施設の開設時間は10時から18時半までとなっており、1人あたり30分交流館に滞在していると仮定した場合、常時約10人（≒171.7人×0.5時間÷8.5時間）が滞在している状況であり、さらなる集客を望めるものと考えられる。 より集客することを目指して施設の魅力を整理し、さらなる創意工夫が求められるところである。 監査人は、平成27年9月17日（金曜日）の午前と平成27年11月15日（日曜日）の午後に各1時間程度視察したところ、監査人以外の入館者がいなかったことから、閑散時期及び時間帯があると推測される。 入館者動向の実態を分析し、閑散時期及び時間帯には配置人員数を削減するといった、きめ細かい運用を行うことによる人件費の削減等、経費削減に向けた検討も必要である。	観光振興課	曜日や時間帯によって多少の差異はあるものの、カウンターによる入館者数を基にしながら、ガイドを伴う体験コーナーを設置していること等を考慮し、予算査定を控えていますので、適正な体制であると考えています。 なお、平成29年度からの次期指定管理期間の管理者選定においては、より効率的な運営に向け、公募により募集を行いました。今後も、集客を増やし施設の魅力を高められるよう、指定管理者と協力しながら、運営していきます。	意見19	措置報告済
27	88	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 4) 観光周遊バス運営支援事業について ②監査の結果及び意見について ア) 路線バスの停留場所について（意見）	路線バスの停留場所は公的な観光場所が中心となっており、民間の観光施設等には停留していない状況である。 当該路線バスは高知県及び市が支援することで成り立っていることから、一部の民間施設が有利となる施策は実施すべきではないことは当然である。しかし、民間施設と共同することによって観光客数が増加するのであれば、本来の趣旨に合致すると考えられる。 そのため、昼食時には飲食店の付近に停留するなど、停留場所と時間帯を考慮することにより、民間施設に対してバス停留所の設置を斡旋することを目的として協議する場を設けるよう、実施主体である高知県観光コンベンション協会に提言することが望まれる。なお、一部の民間施設が過度に利益を享受する結果とならないように、停留所設置による負担金の徴収を前提に議論を進める必要がある点にご留意願いたい。	観光振興課	効果的な運営に向けて、実施主体である高知県観光コンベンション協会と意見交換を行いました（平成28年5月19日、同月31日）。今後は利用実績やニーズ等を把握しながら、利用促進に向け、随時、協議を継続していきます。	意見20	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
28	89	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 5) 種崎海水浴場管理運営補助金について ②監査の結果及び意見について ア) 補助対象経費の検証について (結果)	市は補助金額の精算にあたり、補助金交付先から実績報告書を提出させており、各補助金に関係する事業費の実績額の内訳を添付させているが、領収書等の証拠書類の入手や帳簿の閲覧等による支出実績を検証していなかった。 この点、監査人の指摘により市が追加調査したところ、すべての支出に関する証拠書類を確認することができた。 補助金交付実績の検証は、補助対象経費の実在性の確認とともに、検証行為が架空経費の計上を防止する牽制行為にもつながるため、状況に応じた実績額の検証が必要である。特に、平成26年度のように補助金の交付額が増額している場合、検証の必要性は高いと考えられる。	観光振興課	今後は、補助対象経費の実在性の確認等を行うため、補助金交付額が増額した場合等、適宜、必要な交付実績の検証を行います。	結果 8	措置報告済
29	92	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 6) 高知市観光協会事業費補助金 ②監査の結果及び意見について ア) 補助金の交付目的に沿った支出がなされているかどうかのチェックについて（意見）	当補助金では、観光協会が行う事業のうち、別途、市の補助対象となっているスポーツ合宿支援、定住自立圏高知市観光協会事業を除くほぼすべての事業が補助対象となっている。 当補助金は約1億円と多額であり、年々増加していることから、補助金の交付目的に沿った適切な支出がなされているかどうかを確認することは重要である。また、平成23年度以降、収入が増加しているものの支出も増加しており、不適切な支出がなされていないかどうかについても、慎重にチェックを行う必要がある。 観光協会への補助金に対する市のチェック体制は以下のとおりである。 【市のチェック体制】 (1)事業報告書及び収支計算書、補助対象事業の内訳書による検証を行っている（領収書の確認までは実施していない） (2)税理士を含む外部監査人による会計監査が実施されている (3)3年に1度、県による公益法人としての実施検査が実施されている (4)観光協会の2名の市職員が概ね3年の任期で出向・配置している (1)については、事業報告書及び収支計算書による確認の他、補助対象事業の内訳書（個別事業ごとに費目別の支出額が記載された資料）について予算額と決算額との比較を行っているものの、比較のみでは、補助金の交付目的に沿った適切な支出か否か十分なチェックとはいえない。 (2)会計監査は、財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなっており着眼点が異なるものである。 (3)県の実施検査についても、公益法人として遵守すべき事項に関する法人の事業の運営実態を確認する観点などから実施されるものであり着眼点が異なるものである。 (4)市職員による出向者についても、観光協会の職員として業務に従事しており、補助金の交付目的に沿った適切な支出がなされているかどうかチェックすることは主たる業務ではないと考えられる。 上記のとおり、市のチェック体制は、不適切な支出がなされていないかという観点から十分でない可能性があり、以下のような追加的な対応を検討する必要がある。 市によるチェック体制については、限られた人員、時間で実施せざるを得ないことから証拠書類の全件チェックは実行性が乏しいと考えられる。したがって、例えば、以下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用することが望まれる。 補助対象事業の内訳書による分析 a 異常点の把握 ・各費目の額が、各費目に計上されている取引の内容から判断して事業を実施するうえで、合理的と判断できるか検討する。 ・複数年度で比較分析を行い、各費目の金額及び各費目が支出全体に占める割合の変化に着目し、異常に増加している費目がないか確認する。異常に増加している費目については、その内容に合理性があるか慎重に検討する。 ・補助金の交付目的に対する直接的な関連性が低いような経費（交際費、旅費交通費、雑費等）について、多額の支出がないか確認する。 例えば、昨年度までは、交際費が発生していなかった事業について、当年度より発生している事業がないかどうかを確認する。 b aの分析結果を踏まえ、不整合な点や原因が不明で合った点に対して、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプルリングによる支出に関する証拠書類をチェックする。	観光振興課	補助金の交付目的に沿った適切な支出がなされているか確認するために、チェック・マニュアルを策定しました（平成28年5月20日）。当マニュアルを基に、今後、チェックを行っていくこととしました。	意見 21	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
30	95	第5. 観光振興について 2. 監査の結果及び意見について (2) 個別事項 7) 桂浜公園の整備について ②監査の結果及び意見について ア) 桂浜公園の整備について（意見）	「桂浜公園整備基本構想」を平成27年4月にまとめ、当該構想をもとに、平成27年度中に、基本計画の策定を行う予定としている。しかしながら、基本計画の策定段階においては盛り込まれていなかった以下の2つの大きな外的要因が生じている。 第一に、堤防である。桂浜公園の津波対策として堤防の建設を予定しており、市では国土交通省と協議を行っているものの、堤防の建設時期、建設場所、形状、高さ等については決まっていない。「桂浜公園整備基本構想」においても、海が展望できることが重視されており、堤防の建設時期、建設場所、形状、高さ等は基本計画等に大きな影響を与える外的要因である。 第二に、道の駅である。地方創生に向けた「道の駅」の連携による地域の交流・活性化拠点づくりが計画されており、桂浜公園の近くに道の駅の建設が検討されている。 上記の外的要因等を踏まえた上で、基本構想における基本理念に沿った基本計画を策定することが必要である。また、「 <u>官民連携基盤整備事業</u> 」と連携した基本計画を策定する必要がある。	観光振興課	桂浜公園整備基本構想を踏まえ、具体的な整備に向けて、平成28年10月に桂浜公園整備基本計画を策定しました。浦戸湾の堤防や道の駅事業は、桂浜を整備していく上で考慮すべき重要な外的要因と考えていますので、今後も動向を注視し、随時、関係機関等とも情報交換等を行いながら、各事業の基本・実施設計を検討していきます。	意見 22	措置報告済
31	116	第6. 農業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 1) 食肉センター運営費負担金、食肉センター経営改善支援負担金について ②監査の結果及び意見について ア) 食肉センターのあり方に対する市としての関与について（意見）	事務組合を中心とした利害関係者は、これらの問題点を短期的課題（食肉センターの運営資金不足への対応）と長期的問題（食肉センターの今後のあり方）として捉え、当該問題・課題の解決を図るべく、平成27年5月より事務組合構成市町村による担当者会や出荷団体とのヒアリングを実施している。短期的課題に対しては、食肉公社理事会から経営健全化計画（3か年）を提出させているが、食肉公社自身の努力による経営改善の余地は最早ないものと結論付け平成30年度までの収支計画は赤字とされている。長期的問題については、平成28年2月にあり方検討委員会を設置し、平成29年2月ごろを目途として、建替えないし、廃止等の結論を出すこととしているが、建替えには数十億円の資金を要するといわれている。 食肉センターについては、平成15年度に確認された「食肉センターは、畜産業の振興、獣畜の適正処理等のため、消費者、生産者、流通業者等にとって重要な役割を担う施設である」という意義は変わらないと考えられるが、事務組合の構成員である市としては、 <u>経営改善が図られないまま多額の財政支援を余儀なくされてきた事実を踏まえ、食肉センターが今後継続する場合の市の負担額を客観的かつ定量的に推計し、畜産業の振興、獣畜の適正処理という食肉センターの意義と比較衡量の上、あり方に関して冷静かつ厳しい意見を述べていく必要がある。仮に存続するという結論が出され、市もそれに従うのであれば、市民に対し今後の負担額について説明し理解を得たうえで実行する必要がある。</u>	農林水産課	平成28年11月の高知県広域食肉センターあり方検討委員会から受けた「と畜事業の廃止」という答申を踏まえて、平成29年7月に事務組合議会においても同様に、廃止決議が議決されました。今後は廃止条件となる、県内と畜事業の競争力強化の実施に向けて、関係機関と新たな協議を進めてまいります。	意見 23	措置報告済
32	121	第6. 農業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 2) 農業経営基盤強化促進対策事業費について ②監査の結果及び意見について ア) 青年就農給付金（意見）	農業所得が2期連続でマイナスとなっているような事例がある。所得がマイナスになっている農業者は主に有機栽培で、一定の規格と量の確保が要求されるJA高知を通しての販売は難しく、販路は独自で開拓しなければならないが、安定した供給ができないことから、販路の確保が難しい状況にある。 しかし、市の対応としては、技術指導等の生産面での支援のみで、販路は市全体としての販売促進施策は実施しているが、個別の販路に関する支援はされていない。 <u>新規就農意欲を喚起し、就農後の定着及び農業経営の安定化を図る目的を達成するため、有機栽培等の小ロット生産者に対しても販路の確保等により、継続的に支援を実施することが望まれる。</u>	農林水産課	有機栽培等を行う小ロット生産者への支援策として商談会の案内など、支援を行いました。今後についても継続的に、販路確保に向けた支援を行っていきます。	意見 24	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
33	121	第6. 農業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 2) 農業経営基盤強化促進対策事業費について ②監査の結果及び意見について イ) 就農状況報告書（意見）	高知市青年就農給付金（経営開始型）給付要綱第11条において、受給者は、受給期間及び受給期間終了後3年間（以下、「報告義務期間」という。）は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況を所定の就農状況報告書により市長に提出しなければならないとされている。 しかしながら、受給期間が終了した2名について、報告義務期間に就農状況報告書が提出されてない状況にある。 市担当者は、受給者を訪問し、農業を継続していることの確認、報告義務期間に就農状況報告書の提出が必要なことを説明しているが、改善されていない。 報告義務が課せられた趣旨として、受給期間終了後も継続的に農業経営が行われているかをモニターすることでその後の給付金のあり方に役立てる等、様々あるはずであるが、当該状況が継続する場合は、そのような制度の趣旨に反することになる。 そのため、就農状況報告書が提出されていない理由を把握し、対応策として、例えば、報告用様式を定型化する、市担当者がヒアリングを実施し就農報告書を作成する等により、就農状況報告書の提出を促すことが望まれる。	農林水産課	平成29年度から、新規就農者サポートチーム（市、普及所、JA、農業委員会）を組織し、新規就農者個々に対してのサポート体制を強化しました。 就農状況報告書の提出についても、7月と1月に行っている就農状況報告とは別に、10月と4月の年2回、サポートチームが交付対象者を訪問し、諸課題の相談に対応した結果を活動記録に取りまとめ、その結果を交付対象者にフィードバックし、報告書の提出につながるよう指導してまいります。	意見 25	措置報告済
34	127	第6. 農業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 3) 中山間地域農村集落活性化対策事業について ②監査の結果及び意見について ア) 中山間地域活性化に関する全般的な目標設定について（意見）	中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の農業・農村がもつ多面的機能の確保及び健全な農地、農村の維持を図ることを目的とした重要な役割を果たす事業である。 中山間地域等直接支払制度は、協定農用地面積を原則5年間は確保する条件があり、継続農家が肩代わりを広げることにより、協定農用地面積を維持している。 現状、新規就農者や継続農家等の後継者問題があり、将来を支える人材が不足していく中で、当該制度は後継者問題が解消されない場合、制度維持にしかならず、本来の目的から外れることになるという課題がある。 この課題と中山間地域等直接支払制度の目的を達成するために、複数の事業が当該制度を支える関係となっている。 中山間地域等直接支払制度を支える個々の事業は、目標を設定しているが、十分に目標を達成している状況ではなく、中山間地域という平地より不利な条件等もあり早急に解決できない事情があり、個々の事業で評価した場合、目標を十分に達成できていないことや、明確な目標指数が無い場合に事業の評価を検証することが困難であることなどを理由に、事業の廃止等誤った判断がなされる恐れがある。 しかし、個々の事業は、上述のとおり中山間地域等直接支払制度を中心とする有機的な関係にあるとともに、中山間地域等直接支払制度を支える必要不可欠な事業であるため、個別評価により誤った判断がなされると、中山間地域等直接支払制度の存続に影響を及ぼすことになり、これまで実施してきた中山間地域活性化を企図した制度全体が崩壊する恐れがある。 そのため、個々の事業の評価ではなく全体として評価すべきと考えられる。 中山間地域等直接支払制度の目的を達成するため、中山間地域農村集落活性化対策事業全体の明確な中長期的な目標を設定したうえで、当該目標に向かって支える個々の事業について、中山間地域活性化の全般目標との関連性・相関性の観点から目標を設定し、課題を解決する取組を実施することが望まれる。	土佐山地 地振興課	中山間地域農村集落活性化対策事業は、将来にわたる中山間地域等の農業・農村の維持を目的とし、地域ぐるみで行っている農地保全等への取組集落数（集落協定数39）、農業者数及び対象農地面積を維持していくものです。 また、関連する個別事業については、農業・農村の活性化という観点から、それぞれの事業の趣旨に沿った目標の設定を行ってまいります。 なお、当該事業では、毎年、全対象農地について市と集落が共に現地確認を行いながら、耕作放棄地化を防ぎ、農地の維持を図っています。今後も、これまでの取組に加えて、集落営農の組織化への支援を行い、農業機械の共同利用等による農家所得の向上にも積極的に取り組みます。	意見 26	措置報告済
35	132	第6. 農業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 4) 園芸農業レンタルハウス整備事業について ②監査の結果及び意見について ア) 予算の見積り方法について（意見）	当該事業の予算は、事業実施主体（現状はJA高知の2団体のみ）が、10月頃に農業者からの要望を取りまとめた事業予算をもとに作成している。 しかし、当初予算の申請者の中に、14年間の支払いに不安がある等の理由で取下げとなる場合がある。そのため、市は予算の未執行残額を有効に活用するため、予算の枠内において、JA高知に希望者の有無を確認し、追加の申請を行う等予算の執行に努めている。 しかしながら、予算の執行状況は、未執行残高（執行率）が、農林水産課では、平成22年度は286千円（90.7%）、平成23年度は4,352千円（65.3%）、平成24年度は33,939千円（33.4%）、平成25年度は20,594千円（32.8%）、平成26年度は8,996千円（63.6%）、春野地域振興課では、平成22年度は33,411千円（59.7%）、平成23年度は22,374千円（72.8%）、平成24年度は2,792千円（87.3%）、平成25年度は0円（108.1%）、平成26年度は12,671千円（86.5%）となっている。 予算の執行率が低くなると、予算の有効活用を阻害する結果、他の必要な事業を実施できなくなる恐れがあるため、減額補正するなど、できるだけ正確に予算計上する必要がある。 市は、平成25年度以降、JA高知に対して予算申請時に、実現性の高い予算の申請を要請したことにより、予算の執行割合は改善傾向にある。 今後も継続的にJA高知への要請等を実施することで執行率の高い予算額を決定することが望まれる。	農林水産課	確実な予算執行に向けて、JAに対して実現性の高い事業要望書の提出を要請しました。 今後についても、農業者の意向を十分に確認し、精査された要望書を提出するよう、引き続き要請していきます。	意見 27	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
36	134	第6. 農業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 5) こうち農業確立総合支援事業費補助金 ②監査の結果及び意見について ア) 実績報告の検証について（意見）	<p>平成26年度において、生姜の包装機械をJA高知市が導入するにあたって、近代化施設整備事業として補助の対象とされていた。これにより、JA高知市は市場ニーズにあった商品をより安く作ることができ、結果として委託農家あたりの負担金も減少するとされている。</p> <p>当該補助金は、高知県の「高知県こうち確立総合支援事業」を受けて市が実施しているものである。県の要綱では、『受益者数が3戸以上であること』を要件としていることから、市の要綱においてJA高知の2団体も補助対象者とされている。以下の点を勘案すると、補助対象者がJA高知の場合、当該補助金の支出により自由な経済活動を歪める結果になっていないか十分な検討がなされる必要がある。</p> <p>第一に、JA高知は独立した法人であり、農産物の加工販売という経済的実態から見ると、他の民間事業者と何ら変わることはない。同様の機械を利用して商品化された農産物（生姜）の販売は、民間の多くの事業者で行われているが、民間事業者は同様の機械を導入するにあたって他の制度での支援を受けることが難しい状況にある。経済的実態からみた場合、当該ケースは、JA高知のみを保護し、結果として民間事業者の経営を圧迫しているといえる。</p> <p>第二に、JA高知に補助することで委託農家の負担金を軽減することに繋がるかもしれないが、民間の事業者と取引している農家も多数いることから、JA高知と取引している特定の農家のみを保護する結果となる。農家における農産物の販売という観点からすると、JA高知は販売先の一つにすぎず、誰と取引をするかで支援が受けられるか否かが決まるというのは不合理である。この点、民間の事業者と取引している農家もJA高知と取引すれば同様の支援を受けられることから問題ないように思われる。しかし、高知県産生姜に関しては需要が高く、生姜加工業者にとっては、生姜をどの程度確保できるかで業績が左右される状況にあり、JA高知と取引すれば農家が支援を受けられるという状況は、民間事業者の経営を圧迫することに繋がる。</p> <p>JA高知は、加工販売という経済的実態からすると他の民間事業者と同じ一つの法人であり、農家における農産物の販売という観点からすると一つの販売先にすぎない。JA高知と取引を行うか民間事業者と取引を行うかは農家の経営判断であり、補助金の有無で差別されるべき問題ではない。また、JA高知は独立した法人であり、農産物の加工販売という側面からすると他の法人事業者と何ら変わりはなく、JA高知と同様の商品を多くの民間事業者が加工販売しているという状況にある。これらを勘案すると、JA高知の加工設備導入に際して当該補助金で支援する場合、自由な経済活動を歪める結果にならないか、自主的・主体的に実施される農業振興対策を推進するという目的に合っているかを検討し、当該補助金で支援できる内容が慎重に判断されるべきである。</p>	農林水産課	<p>農業協同組合については一つの独立した法人であります。農業協同組合法第7条において、「その行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的とし、事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。」と規定されています。また、法第10条第8項では、「組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売」を事業として行うことが示され、これらに基づき活動している本市の2つの農業協同組合については、「高知県こうち農業確立総合支援事業」の補助対象者として位置付け支援を行うことにより、本市農業の発展や農家所得の向上に繋がるものであると考えているところでございます。</p> <p>今後につきましても、本市農業者の所得向上に向け、適正な補助事業の執行に努めてまいります。</p>	意見 28	対応困難
37	144	第7. 水産業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 1) 新規漁業就業者支援について ②監査の結果及び意見について ア) 予算作成について（結果）	<p>市の新規漁業就業者支援事業には「短期研修」と「長期研修」が存在していたが、平成25年度より「短期研修」については県から県漁協への委託事業となっている。しかし、予算計上時に「短期研修」（指導者謝金35千円及び損害保険料32千円）の事業費が不要であったにもかかわらず、平成26年の予算に「短期研修」を含めてしまっていた。</p> <p>予算の執行率が低くなると、予算の有効活用を阻害する結果、他の必要な事業を実施できなくなる恐れがある。計画的な新規漁業就業者支援のため、課内での適切なチェック体制を設けて正確に予算計上をする必要がある。</p>	農林水産課	<p>予算計上時に、不要な事業費を計上することがないように、平成28年度当初予算計上時に課内でのチェックを十分に実施いたしました。</p> <p>今後も、予算計上時には課内での適切なチェックを実施していきます。</p>	結果 9	措置報告済
38	144	第7. 水産業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 1) 新規漁業就業者支援について ②監査の結果及び意見について イ) 市における新規漁業就業者の拡大について（意見）	<p>市では平成10年から25年にかけて漁業就業者数は4分の1以下に減少している。また、60歳以上の漁業就業者が増加し、40歳から59歳の漁業就業者が減少する傾向にある。しかし、将来の全体的な漁業就業者数と各世代別の人数割合についての長期的な目標は設定されておらず、新規漁業就業者数について現状の実績が毎年0～1名であることから、現実的に達成可能な目標として新規漁業就業者数の目標を1名としている。</p> <p>このような目標人数であれば水産業の衰退は避けられないといえる。市の漁業就業者数と各世代別の人数割合について、39歳まで、40歳から59歳まで、60歳以上の青・壮・老がバランスよく存在するような長期計画をたて、当該計画に基づいた新規漁業就業者数の目標を設定し、青年、壮年の漁業就業者を増加させるための施策をとる必要がある。</p> <p>高知県では新規漁業就業者支援についてインターネット等で周知しているが、市においては担当者が1名しかおらず、また、漁場や漁獲高が少ないため積極的な広報は行っていないとのことである。市においても御豊瀬プロジェクトなど地元の漁業関係者によるコスト削減、外商振興等による収益拡大の努力がされている。このようなプロジェクトをはじめ、市での漁業に関する取組についてインターネットやパンフレット等で周知するなど、情報提供していくことが必要である。</p>	農林水産課	<p>本市として各年代別のバランスの取れた漁業就業者数の長期計画を立て、当該計画に基づいた新規漁業就業者数の目標を設定することは困難と考えますが、青年、壮年の漁業就業者を増加させる必要はあることから、漁業協同組合と連携し新規漁業就業希望者への支援を継続していきます。</p> <p>また、本市の漁業に関する取組について、市のホームページ等で周知しています。今後も情報提供に努めます。</p>	意見 29	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
39	147	第7. 水産業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 2) 産地水産業強化支援について ②監査の結果及び意見について ア) 浦戸・長浜地区10統の離脱について（意見）	当初計画において、市からは浦戸・長浜地区の10統と三里地区の2統を併せた12統が当該事業に参加する予定であったが、事業実施に際して、浦戸・長浜地区の10統は参加していない。 高知沖シラスの水揚げ金額について、浦戸・長浜地区の占める割合は大きい。このため浦戸・長浜が脱退して直売りによる販売を続けることにより市場価格が下がり、当初予定していた高知沖シラスの適正価格での取引が阻害される可能性がある。 市では今後事業が安定化すれば浦戸・長浜のシラス漁業者が自発的に集約化に参加してくれる可能性があり、その際は受入れることを考えているが、市から浦戸・長浜に対して集約化を働きかける予定はないとのことである。事業開始後も浦戸・長浜地区が参加しなかったことによるシラス取引価格安定化への影響を確認し、影響が大きい場合は、浦戸・長浜地区についても事業に参加してもらえるよう働きかけていく必要がある。	農林水産課	浦戸・長浜地区の不参加による影響の大小にかかわらず、浦戸・長浜地区の事業参加に向けた働きかけを継続します。	意見 30	措置報告済
40	149	第7. 水産業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 3) 水産資源管理について ②監査の結果及び意見について ア) 市の水産資源管理について（意見）	漁業基本計画策定時における高知市漁業振興審議会の答申にもあるとおり、市においては漁業就業者の減少や高齢化の進行、それに伴う漁村の衰退等、漁業者にとってかつてない厳しい状況が続いている。また、後継者不足、産地価格の低迷、都市化に伴う漁場環境の悪化等、今後一層深刻になっていくことが予想されている。 これらの情勢を踏まえ、市の漁業振興のために漁業経営の生産性向上と体質強化に加え、持続的な漁業生産の基礎である水産資源を回復し、適切に管理していくことが大きな課題である。 市で行っている水産資源管理の事業として「淡水魚増殖事業」及び「豊かな海の幸づくり推進事業費補助金」による種苗の放流がある。しかし、3,500千円の事業費を計上する「淡水魚増殖事業」で放流を行うのは河川であり、漁業者がいることは想定されていない。また、「豊かな海の幸づくり推進事業費補助金」で対象となる放流についても、平成26年度の事業費は114千円であり、効果の測定はされていない。また、「水産業技術改良普及事業費補助金」により、天然漁礁に乏しい高知沖において、一本釣りや延縄の漁業者が、その効果に期待を寄せている「葉付漁礁」の沈設を実施している。この葉付漁礁設置助成事業について平成26年度の事業費は170千円であり、こちらについても効果の測定はされていない。 このように、市では漁業者のいる海面での放流に比べ、漁業者のいない河川等の内水面での放流にかかる事業費が30倍以上多くなっている。これは、海面は魚種が多く漁礁も少ないため、放流による効果が少ないことによる。また、葉付漁礁の設置についても事業費が少ないが、事業実施主体である県漁協の財政状況低迷により事業規模の拡大が厳しいことによる。 例えば広島県・愛媛県・香川県では燧灘（ひうちなだ）カタクチイワシの広域資源管理により、産卵時期の推定を行い、操業期間や休漁日の設定をして水産資源管理を行っている。市においても県と協力しながら、漁業者への情報提供や意見交換を通じて持続的な漁業生産の基礎となる資源管理措置を実施する必要がある。また、放流をする場合においても、全体的な資源管理措置の一環として放流を計画する必要がある。	農林水産課	県と協力し、漁業者への情報提供や意見交換を行っています が、種苗放流の効果測定や、資源管理を実施するためには、別途多額の調査費用を要することが想定されるため、実施は困難と考えています。 なお、稚アユ放流につきましては、先般、鏡川水系環境保全協議会から提出された提言など、関係団体からのご意見を参考に、関係機関とも情報を共有し、連携して取り組んでいます。	意見 31	対応困難

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
41	153	第7. 水産業振興について 2. 監査の結果及び意見について (1) 個別事項 4) 春野漁港施設について ② 監査の結果及び意見について ア) 春野漁港に関する長期計画 (意見)	<p>春野漁港は旧春野町時代に建設され、昭和58年から62年の護岸工事（局部改良事業及び第7次漁港整備計画）、昭和63年から平成5年の防波堤工事（第8次漁港整備計画）、平成6年から13年の春野漁港整備工事（第9次漁港整備計画）及び平成14年から18年の防波堤延長工事（地域水産物供給基盤整備事業）により完成した（【別紙】「春野漁港建設経過概要図」参照）。その後平成26年までの間に災害復旧工事及び強い水産業づくり交付金事業を行っている。</p> <p>昭和58年以降の春野漁港における年度別投資額は以下のとおりであり、昭和58年度以降春野漁港に投資された事業費総額は6,599,426千円となっている。このうち1,219,484千円は災害復旧にかかる費用である。</p> <p>春野漁港は、平成13年以降、設計波高8.1mを超える高潮・高波等により、防波堤の消波ブロック飛散等の被災が継続して発生しており、過去12年度中9年度にわたり災害復旧が必要となっている。このため、平成27年度から33年度にかけて、計画総事業費1,400,000千円（うち市の負担は280,000千円）で防波堤の増強を予定している。なお、防波堤増強後はこれまでと同様の台風等による春野漁港のみの被災については、国からの補助が認められなくなる可能性があるとのことである。</p> <p>上記①で記載したように春野漁港の利用隻数や漁獲高は年々減少している。また、台風などの荒天時には別の港に避難する必要があり、春野漁港は使えなくなるとのことである。</p> <p>このように春野漁港からの漁獲高や、登録・利用漁船が減少している状況において、春野漁港の維持に多額の費用を投じることが適切であるかどうか、長期的なビジョンに基づく費用対効果の面からの検討がされないまま、過去に建設された施設の維持を前提として事業が計画・実行されている。国や県の負担割合が大きいかといえ、将来のビジョンがないまま1,400,000千円の春野漁港施設機能強化事業を実施することには問題がある。</p> <p>ここで、国の予算を活用して地元で大規模な事業を実施することで市経済にプラスの効果をもたらすという考えに対しては、国民の税金を利用する以上、長期的な観点より有効な活用ができるという視点が必要であるが、経済波及効果の算出はされておらず、検討委員会の設置もされていない。地元住民の意見、市の財政、投資の経済的効果及び市の将来像を踏まえて春野漁港の将来のあり方を検討し、それに基づいた長期的な視点で事業を計画する必要がある。</p>	農林水産課	<p>春野漁港の漁港施設機能強化事業（防波堤の機能強化）は、水産物供給基盤整備事業等実施要領に基づき、平成26年度に水産庁に事業基本計画を申請し、承認されたものです。また、当該申請に当たっては、水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインに基づき、投資効果を費用便益分析を用いて評価することとされています。当該事業の費用便益比率（B（総費用）/C（総便益））を算定したところ、費用便益比率は3.13であり、当該ガイドラインにおいて費用便益比率（B/C）が1.00以上であれば経済的に評価できることとされていることから、当該事業の経済的な効果は確認されていると考えます。</p> <p>また、本事業は、漁港背後の集落である甲殿と戸原の2地区の民家及び主要地方道春野赤岡線を高潮・高波被害から守るための防災対策としても必要な事業であります。</p> <p>上記を踏まえ、新たに春野漁港の将来のあり方を検討し、それに基づいた視点で事業計画を再検討することは困難と考えています。</p>	意見32	対応困難
42	162	第8. 高知市の政策・施策や事務事業の評価について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 1) 各事務事業の目標値について (意見)	<p>平成27年度に評価が行われた100の事務事業について、事務事業評価調査を確認した。この結果、以下の事務事業については、成果指標の設定がなされていなかった。</p> <p>成果指標の目標が設定されていない場合、事務事業評価を有効に実施できない可能性がある。したがって、事務事業については可能な限り成果指標の目標を設定する必要がある。すべての事務事業について定量的な目標値を設定することは実態に合っていないことから、事務事業によっては定性的な目標しか設定できないものもあると思われる。定性的な目標となると評価者の主観によることもあり客観的な評価が難しいことから、高知市民意識調査や種々のアンケート結果に基づき評価を行う必要がある。なお、各事務事業の評価を効果的に行うためには、可能な限り成果指標を複数設定し、成果の度合を複数の視点から検証することが必要と考える。</p> <p>また、成果指標並びに目標が事務事業目的に合致していない場合、評価を有効に行うことが出来なくなることから、事務事業の成果指標が事業の目的に合致しているか、定期的に検証する必要がある。成果指標の合理性の検証については、担当部署で実施するのみならず、行政改革推進課等、担当部署以外の部署でも実施されることが望まれる。</p>	行政改革推進課	<p>事務事業評価につきましては、ご指摘の内容を踏まえまして、平成28年度に行政評価全体の見直しを実施し、事務事業評価の評価指標につきましては、平成29年3月に各課に依頼し、職員給与費等の例外を除き、原則として全ての事務事業について、評価指標を設定を行いました。</p> <p>また、評価指標の適正性については、他市で導入している政策・施策・事業の関係を論理的に結びつけて各ステージでの指標を検討するロジックモデルを導入し、行政改革推進課において検証することで指標の合理性の確保に努めています。</p>	意見33	措置報告済

平成27年度包括外部監査指摘事項等に対する措置及び処理の状況等について（令和2年度分）

監査テーマ:産業の振興に関する事務の執行について

No.	報告書 ページ	項目名	指摘事項	担当課	措置又は処理の状況若しくは今後の取組方針等	備考	対応状況区分
43	163	第8. 高知市の政策・施策や事務事業の評価について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 2) 事務事業評価対象の抽出について（意見）	<p>平成26年度までは、各課1事業のみを評価対象とし、かつ評価対象事業は各課が独自に抽出していた。このような評価方法を改善するために、平成27年度は、行政改革推進課が実施計画の数値目標に直結する事務事業を抽出した結果、各課1事務事業の評価ではなく、各課に応じた事務事業の評価が行われている。</p> <p>しかし、このような改善を行っても、なお平成27年度の事務事業の評価数は100であり、総事務事業数約2,300を勘案すると全体の4%程度に過ぎない。PDCAの観点より、各事務事業を評価したうえで改善活動に繋げていくためには、以下の対応が必要であると考え。</p> <p><u>原則として、定期的にすべての事務事業について評価を実施する必要があると考える。</u>現在の『事務事業評価調書』の作成を前提とすると、約2,300もの事務事業すべてを評価することは不可能であることから、上記のとおり各事務事業について目標値を複数設定したうえで、すべての事務事業について当該目標値の達成状況を検証するという簡易な形の評価を実施することが考えられる。高知市民意識調査や各種アンケートの結果に基づき評価を行う事業については、それらの結果が出たタイミングで評価を実施することになる。</p> <p><u>なお、すべての事務事業の目標として設定されている指標を毎年集計することに時間を要する場合、少なくとも2年に一度は全ての事務事業について評価を実施できるよう対応することが必要と考える。</u></p> <p><u>その上で、達成状況が悪い事務事業については改善を行う必要が高いと考えられることから、それらの事務事業について状況を詳細に分析する必要がある。</u>これらにより、PDCAの観点に基づく効率的かつ効果的な評価が可能になると考える。</p>	行政改革推進課	<p>事務事業評価については、平成28年度に制度を見直し、総合計画第3次実施計画登載事業については、登載事業を実施計画の計画期間（平成29～32年度）の間に1度、評価対象とすることとしました。</p> <p>また、総合計画第3次実施計画登載事業以外の各事務事業については、予算編成時の事務事業台帳作成時に所属長による評価指標の達成度をセルフチェックする仕組みとして、簡易事務事業評価制度を新設しました。このことにより、職員給与費や評価指標の設定が困難である一般管理事務などを除き、毎年度簡易な行政評価を実施することとしました。</p> <p>なお、事務事業評価及び簡易事務事業評価結果については、行政改革推進課で分析し、予算的課題については財政課と連携した対応を実施するとともに、人員や体制、事業手法に関する課題については、行政改革推進課と所管課の連携により解決に向けて取り組むこととしています。</p>	意見 34	措置報告済
44	163	第8. 高知市の政策・施策や事務事業の評価について 2. 監査の結果及び意見について (1) 全般事項 3) 事務事業の整理・統合について（意見）	<p>現在市は、限られた予算の中で多くの事務事業を行う必要があり、効率的かつ効果的な事務事業の実施が求められている。したがって、事務事業の評価・見直しを行う必要があるが、約2,300もの事務事業が実施されている結果、市の職員は事務事業の実施に追われ、事務事業の評価・見直しを行う十分な時間がとれない状況にあると思われる。本監査においても多くの資料の確認を行ったが、市の事務作業の多さを改めて認識した。</p> <p><u>今後は、上記のようなPDCAの観点に基づく事務事業の評価を行うことで改善・見直しに繋げていく必要がある。また、必要に応じて事務事業の整理・統合を行うとともに、事務事業の廃止も決断する必要がある。</u>これらにより、市の職員の時間を効果的に事務事業に振り向けることが可能となり、限られた予算で効率的かつ効果的な事務事業の実施に繋がると考える。</p> <p>全ての事務事業は多かれ少なかれ市民の要望に添えていると思われるが、33万市民が有している全ての要望に添えることは不可能であり、効率性・有効性の観点から事務事業の整理・統合、廃止を行うことは不可欠な対応である。なお、どの事務事業に多く予算を配布しどの事務事業の整理・統合を行うか、どの事務事業を廃止するか、その説明責任を果たすためにも、一定の方針に基づく評価・見直しが必要になるといえる。</p>	行政改革推進課	<p>事務事業評価につきましては、それぞれの評価結果を踏まえ、財政課、行政改革推進課及び各事業所管課との連携の下、事業の課題を検証するとともに、スクラップアンドビルドを実施し、行政経営資源の効率的な配分を実施しております。</p>	意見 35	措置報告済